

熊本地域硝酸性窒素削減計画の概要

1 計画策定の背景

- (1) 一部の地域で、汚染が顕著化している。
- (2) 各種対策の体系化と総合化を図り、計画的かつ効果的な対策が必要
- (3) 対象市町村（熊本市、菊池市(旧泗水町及び旧旭志村)、宇土市、合志市、城南町、富合町、植木町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）

2 地下水汚染の原因

- (1) 野菜、果樹等へ施肥された窒素肥料の溶脱
- (2) 家畜排せつ物及び生活排水の不適切な処理

3 計画の目的

「硝酸性窒素による地下水汚染を防止し、住民の健康の保護と生活環境の保全を図る」

4 計画の期間

- (1) 平成 17 年度～36 年度（20 年間）
- (2) 平成 17 年度～26 年度を初期段階として設定（平成 26 年度に更なる対策を検討）

5 現状と目標

- (1) 現状（平成 15 年度）の硝酸性窒素濃度に応じて 2 つの目標水質を設定
- (2) 現在の硝酸性窒素濃度に応じて 3 つの濃度レベルに分け、それぞれ初期目標と最終目標を設定（調査は水質汚濁防止法に基づく水質測定計画による。）

なお、目標水質は、地下水の水質汚濁に係る環境基準（10mg/L 以下）を参考とした。

目標水質

	達成水質	管理水質
設定	達成されるべき濃度	維持されることが望ましい濃度
目標値	10mg/L以下	5 mg/L以下

目 標

硝酸性窒素濃度	初 期 目 標 (平成26年度)	最 終 目 標 (平成36年度)
10mg/L超過	達成水質値を超過した井戸の割合が5%以下となること	全ての指標井戸で達成水質値を満足すること
5 mg/L超過～ 10mg/L以下	管理水質値を超過した井戸の割合が10%以下となること	全ての指標井戸で管理水質値を満足すること
5 mg/L以下	現状濃度を維持又は現状濃度よりも低下すること	

6 具体的対策の概要

(1) 対策における基本方針

- ア 総合的計画的な推進
- イ 地下水汚染の未然防止
- ウ 地域の特性に応じた対策の推進
- エ 農業従事者や生活排水処理対策対象者との協力

(2) 対策の体系

- ア 汚染防止対策
 - ・ 発生源対策（施肥対策、家畜排せつ物対策、生活排水対策）
 - ・ 窒素流通対策、啓発対策
- イ 飲用水対策

7 計画の推進

- (1) 県、市町村、JA、農業従事者及び生活排水処理対象者が協力し、それぞれの役割に応じ、連携を図りながら各汚染源に対する削減対策の推進
- (2) 「硝酸性窒素汚染対策連絡会議」(県)における庁内関係各課との連携・調整、対策の推進
- (3) さらに、県・市町村・JAの連携・協力による横断的な対策の推進

8 計画の進行管理

この計画に基づく各種対策の実施状況とその効果を定期的に把握・評価し、進行管理を行う。各種対策の実施状況とその効果は、各地域振興局にて一旦取りまとめた後、本庁中心の「硝酸性窒素汚染対策連絡会議」において取りまとめる。